

DC News

Vol. 079

あすの企業年金制度を企業とともに考える

2015年1月

2014年12月30日、自民・公明両党より「平成27年度税制改正大綱」が発表されました。その中から確定拠出年金に関する事項についてご案内します。

なお、これを受けて確定拠出年金法や中小企業退職金共済法等の改正が行われます。現時点では、次の通常国会(例年1月に招集されます。)への提出が予定されており、成立後政省令等整備を経て施行される予定です。

平成27年度税制改正大綱について

(1) 個人型DCの加入対象拡大

従来、第1号被保険者及び第2号被保険者のうち企業年金がない会社員しか加入できなかった制度を、全被保険者が個人型DCに加入できるようにする。

- ① 確定給付型年金のみの加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者の個人型DC加入を認める。拠出限度額は以下のとおり定める。

＜拠出限度額＞

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 確定給付型年金のみの加入者 および、公務員等共済加入者 | 年額 14.4万円（月額1.2万円） |
| 第3号被保険者 | 年額 27.6万円（月額2.3万円） |

- ② 企業型DC加入者について個人型DC加入を認める。

拠出限度額は以下のとおり定める。

＜拠出限度額＞

| | |
|----------|--------------------|
| 他の企業年金なし | 年額 24万円（月額2.0万円） |
| 他の企業年金あり | 年額 14.4万円（月額1.2万円） |

- ③ 企業型DC加入者が個人型DCにも加入できる要件として、以下の2点を企業型DC規約において定める。

- ・マッチング拠出を行わないこと
- ・個人型DCの加入者となることができること

この場合企業型DCにおける拠出限度額を以下のとおり定める。（個人型DC拠出限度額分が減額される。）

＜拠出限度額＞

| | 改正後 | 現行 |
|----------|---------------------|-------------------|
| 他の企業年金なし | 年額 42万円（月額3.5万円） | 年額 66万円（月額5.5万円） |
| 他の企業年金あり | 年額 18.6万円（月額1.55万円） | 年額 33万円（月額2.75万円） |

(2) 個人型DCにおける小規模事業主掛金納付制度(仮称)の創設

小規模企業の従業員が個人型DCに加入している場合、その事業主が当該個人型DCに対して追加拠出を認める。

＜税制上の措置＞

- ・事業主が個人型DCに拠出した掛金は、従業員の給与所得に係る収入金額には含めない。
- ・事業主が個人型DCに拠出した掛金は、損金算入する。
- ・事業主掛金に係る積立金は、法人税(特別法人税)の課税対象とする。

(3) DCとDB間及び中退共とDC・DB間におけるポータビリティの拡充

- ・DCからDBへの資産移換を認める。
- ・中退共実施事業主が中小企業でなくなった場合の解約手当相当額のDCへの資産移換を認める。
- ・合併等による中退共とDC・DB間の資産移換を認める。



【参考資料】

2014年12月30日に自民・公明両党より発表された「平成27年度税制改正大綱」

<https://www.jimin.jp/news/policy/126806.html>

<平成27年度税制改正大綱 企業年金関連抜粋>

◆個人所得課税(国税P. 33、地方税P. 36)

(3) 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金(仮称)について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。

② 個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者について、現行の個人型確定拠出年金制度に係る税制上の措置を適用する。

なお、個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される者の拠出限度額については、次のとおりとする。

イ 企業型確定拠出年金加入者(他の企業年金がない場合) 年額24万円

ロ 企業型確定拠出年金加入者(他の企業年金がある場合) 年額14.4万円

ハ 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額14.4万円

ニ 第三号被保険者 年額27.6万円

(注) 上記イ及びロの企業型確定拠出年金加入者については、その者が①マッチング拠出を行わないこと及び②個人型確定拠出年金制度の加入者になることができることについて、企業型確定拠出年金の規約に定めがある場合にのみ個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。この場合の当該企業型確定拠出年金制度の拠出限度額(他の企業年金がない場合:年額66万円、他の企業年金がある場合:年額33万円)は、他の企業年金がない場合は年額42万円、他の企業年金がある場合は年額18.6万円とする。

③ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度に年金資産の移換がされた場合並びに合併等に伴い確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度と中小企業退職金共済制度間で年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。

④ その他所要の措置を講ずる。

(4) 中小企業退職金共済法等の改正を前提に、(中略)、事業主が中小企業者でなくなったことによる退職金共済契約の解除に伴う中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への解約手当金相当額の資産の移換(中略)に伴う所要の措置を講ずるほか、移換又は移動後の各制度における給付等について、現行の税制上の措置を適用する。



◆法人課税(P. 79)

(5) 確定拠出年金法等の改正を前提に、次の措置を講ずる。

① 個人型確定拠出年金における小規模事業主掛金納付制度(仮称)の創設に伴い、次の措置を講ずる。

イ 事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金(仮称)について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、損金算入する(所得税についても同様とする。)

ロ 小規模事業主掛金に係る個人型確定拠出年金の積立金について、現行の確定拠出年金の積立金と同様に、退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に加える。

② 次の年金制度間及び年金制度と中小企業退職金共済制度との間において年金資産等の移換がされた場合の移換後の各制度における掛金等及び積立金等について、引き続き現行の措置を適用する。

イ 確定拠出年金制度から確定給付企業年金制度への年金資産の移換

ロ 合併等に伴う確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度から中小企業退職金共済制度への年金資産の移換

ハ 合併等の後も引き続き事業主が中小企業者である場合のその合併等に伴う中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度への解約手当金相当額の資産の移換

(6) 中小企業退職金共済法等の改正を前提に、事業主が中小企業者でなくなったことによる退職金共済契約の解除に伴う中小企業退職金共済制度から確定拠出年金制度への解約手当金相当額の資産の移換がされた場合の同制度における事業主掛金及び積立金について、引き続き現行の措置を適用する。